

イノベーション・ブランド構築に資する 意匠法改正

－令和元年改正－

I nnovation

B randing

画像

建築物

内装

- 保護対象の拡充
- 関連意匠制度の拡充
- 意匠権の存続期間の変更
- 複数意匠一括出願手続の導入
- 物品区分の扱いの見直し

- 創作非容易性の水準の明確化
- 組物の部分意匠の導入
- 間接侵害規定の拡充
- 手続救済規定の拡充
- 損害賠償額算定方法の見直し

1 保護対象の拡充

(1) 画像のデザイン

昨今、IoT等の新技術の普及に伴い、個々の機器がネットワークでつながるようになったことから、グラフィカルユーザーインターフェース(利用者と機器が情報をやり取りする仕組み、GUI)が重要な役割を担っています。

また、インターネットサービスの多様化やスマートフォンの飛躍的普及を受けて、インターネット上のサイバーモール(仮想商店街)やナビゲーションサービスが発展しており、こうしたサービスのためのアプリケーションやソフトウェアは、クラウド上に記録され、ネットワークを通じて消費者や利用者に提供されています。

さらに、センサー技術や投影技術の発展により、物品に表示されず、壁や人体等に投影される画像が出現し、利用者は場所に関わりなくGUIを出現させ、機器を操作することが可能となっています。

このようなクラウド上の画像や投影画像については、多額の投資を行って開発されるものが多く、イノベーションを促進し企業の競争力を強化する観点からは、開発した画像のデザインについて独占権を認め、研究開発投資の回収を容易に行えるようにすることが有効です。

したがって、これらのデザインを意匠権で保護することができるよう、意匠の定義を見直しました。

(2) 建築物、内装のデザイン

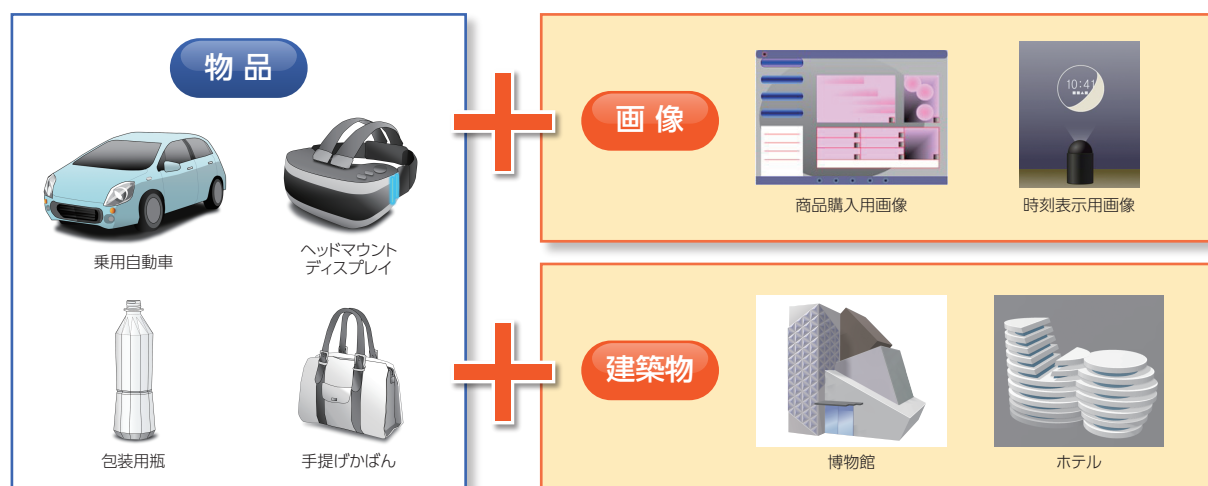
昨今、企業が店舗の外観や内装に特徴的な工夫を凝らしてブランド価値を創出し、サービスの提供や製品の販売を行う事例が増えています。また、近年、オフィス家具・関連機器を扱う企業が、自社の製品を用いつつ、特徴的なオフィスデザインを設計し、顧客に提供する事例も生じています。

こうしたデザインについては、多額の投資を行った上で設計されることも多く、これが容易に模倣されるようであれば、企業競争力の源泉たるデザイン投資の収縮を招くこととなります。

したがって、建築物の外観デザインを意匠権で保護することができるよう、意匠の定義を見直しました。

また、机や椅子等の複数の物品等の組合せや配置、壁や床等の装飾により構成される内装デザインが、全体として統一的な美感を起こさせるようなときは、一つの意匠として意匠権で保護することができるよう、新たな規定を創設しました。

■ 物品に記録・表示されていない画像デザインも保護できるよう、「画像」そのものも保護対象に。
また、不動産である建築物のデザインも保護できるよう、「建築物」も保護対象に。



■ 複数の物品、壁、床、天井等から構成される「内装」のデザインについても、一意匠として登録可能に。



2 関連意匠制度の拡充(群のデザインを保護する制度)

「関連意匠制度」は、自己が出願した意匠に類似している意匠を、一定期間内に出願すれば登録することができる制度。

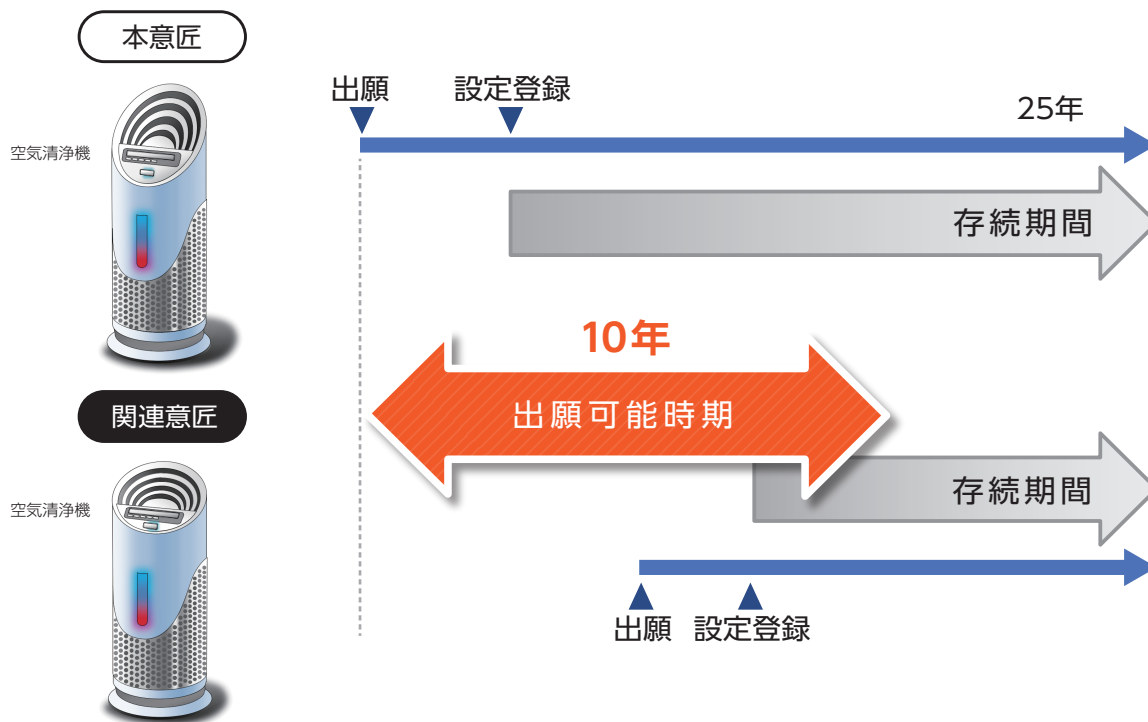
企業活動におけるブランド形成の重要性が高まる中、デザインの在り方も大きく変容してきています。これまで、個々の製品について、個別に行われがちであったデザイン開発は、複数の製品群を一貫したコンセプトに基づいてデザインする手法に移行しつつあり、最近では、我が国においても同様の動きが見受けられるようになってきています。こうした「群のデザイン」の手法は、デザインによる産業競争力の強化において極めて有効であり、年々こうしたデザイン手法を採る企業が増加してきています。

しかし、従来の関連意匠制度では、関連意匠の出願可能期間が本意匠の意匠公報発行前まで(本意匠の出願から8か月程度(平成30年時点))に限定されていることから、長期的な市場動向等に応じて関連意匠を保護することはできず、さらに、類似する意匠を連鎖的に保護することができないことから、進化していく意匠を保護することができません。

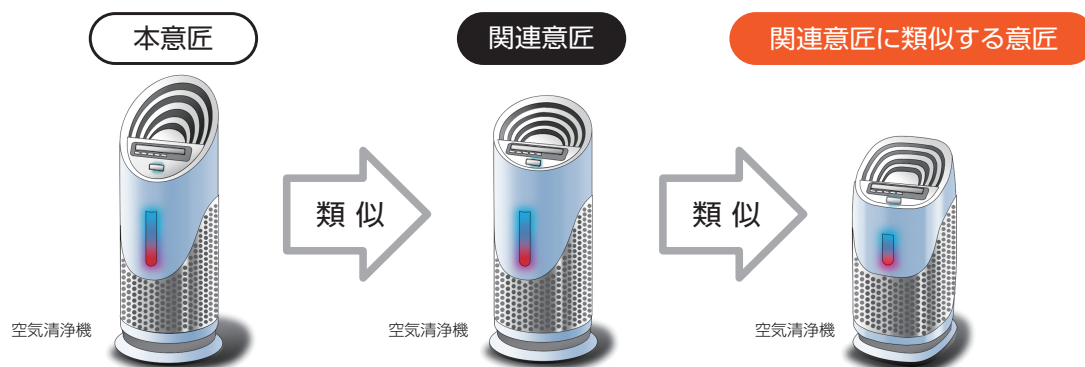
したがって、関連意匠の出願可能期間を延長し、本意匠の意匠登録出願の日から10年を経過する日前までに出願されれば、意匠登録を受けることができるものとししました。また、関連意匠を本意匠とする関連意匠についても連鎖的に保護できるよう、規定の見直しを行いました。

■ 関連意匠の出願可能時期が、「本意匠の出願日から10年経過する日前まで」に。

(関連意匠の意匠権の満了日は、「本意匠の出願日から25年経過した日」)



■ 「関連意匠を本意匠とする関連意匠」についても登録可能に。



※各イメージは、説明用に作成されたものであり、意匠が実際に登録されるためには、意匠法に規定された登録要件(新規性、創作非容易性等)を満たす必要があります。

3 その他の改正項目

➤ 意匠権の存続期間の変更

意匠権の満了日が、「出願日から25年経過した日」に。

➤ 複数意匠一括出願手続の導入

複数の意匠について一の願書で出願可能に。

➤ 物品区分の扱いの見直し

願書に記載すべき物品の粒度を定めている「物品区分表」を廃止し、経済産業省令に「一意匠」の対象となる基準を設けることに。

➤ 創作非容易性の水準の明確化

公然知られたものであるか否かにかかわらず、刊行物やウェブサイト等に掲載された形状・模様等も創作非容易性判断の根拠資料に。

➤ 組物の部分意匠の導入

組物の意匠についても、部分的に意匠登録することが可能に。

➤ 間接侵害規定の拡充

取り締まりを回避する目的で侵害品を構成部品に分割して製造・輸入等する行為も、取り締まり可能に。

➤ 手続救済規定の拡充

指定期間や優先権書類等の提出期間が経過した後も、書類提出が可能に。

➤ 損害賠償額算定方法の見直し

権利者の生産・販売能力等を超える部分は、ライセンス料相当額を損害額として認定可能に。

4 改正意匠法の適用対象

(1) 以下の項目についての関連規定は、2020年4月1日以後の意匠登録出願に適用

意匠（画像、建築物、内装）の保護拡充、関連意匠制度の拡充、意匠権の存続期間の変更、創作非容易性の水準の明確化、組物の部分意匠の導入

(2) 以下の項目についての関連規定は、2021年4月1日以後の意匠登録出願に適用

複数意匠一括出願手続の導入、物品区分の扱いの見直し、手続救済規定の拡充（優先期間経過後の優先権主張を伴う意匠登録出願）

(3) 以下の項目についての関連規定は、2021年4月1日以後に救済対象手続の法定・指定期間を経過した意匠登録出願に適用

手続救済規定の拡充（優先期間経過後の優先権主張を伴う意匠登録出願を除く）



さらに詳しい情報は
こちら

問い合わせ先
特許庁 審査第一部 意匠課 意匠制度企画室
電話：03-3581-1101（内線2934）
E-mail: PA1D40@jpo.go.jp
ホームページ: <https://www.jpo.go.jp/index.html>

2021年4月作成

本冊子は、グリーン購入法に基づく判断基準を満たす紙を使用しており、「Aランク」のみを用いて作成しているため、「紙へリサイクル可」。